

## 令和5年度第2回愛知県子ども・子育て会議 議事録

### 1 日時

令和6年3月26日（火）午後2時から午後3時15分まで

### 2 開催

愛知県自治センター5階 研修室

### 3 出席者

委員総数21名中17名

（出席委員）

折口由美委員、北村信人委員、久世康浩委員、小出詠子委員、  
後藤澄江委員（会長）、榊原ともみ委員、杉浦ますみ委員、鈴木貴子委員、  
鈴木雅也委員、塚田加奈委員、中井恵美委員、中屋浩二委員、福上道則委員、  
水越省三委員、山本理絵委員（副会長）、横山茂美委員、渡邊佐知子委員

（事務局）

子ども家庭推進監、子育て支援課長、児童家庭課長 ほか

### 4 議事等

（子育て支援課 伊藤課長補佐）

それでは、定刻より若干早いですが、ただいまから令和5年度第2回愛知県子ども・子育て会議を開催させていただきます。

私は子育て支援課の伊藤と申します。

委員の皆様方におかれましては、年度末のお忙しい中、また悪天候の中、御参加いただきまして、厚く御礼申し上げます。

それでは、開会にあたりまして、横井子ども家庭推進監から御挨拶を申し上げます。

（横井子ども家庭推進監）

子ども家庭推進監の横井でございます。

委員の皆様方におかれましては、日頃から本県の子育て支援行政の推進に格別の御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また本日は大変お足元の悪い中、また、年度末で何かと御多忙の中、令和5年度第2回愛知県子ども・子育て会議に御出席くださり、心から感謝申し上げます。

さて、子ども・子育て施策につきましては、昨年12月、国において「こども大綱」や「こども未来戦略」が策定され、子どもや子育てを取り巻く環境に大きな動きが見られます。

「こども大綱」でございますが、これは、これまで3つの個別の法律、具体的には少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づき、それぞれ作成されてまいりました子どもに関する大綱3つを、昨年4月に施行されたこども基本法のもと、一つに束ねたものでございます。子ども施策に関する基本的な方針や重要事項等が盛り込まれております。

また、「こども未来戦略」は、国が2030年までを少子化対策のラストチャンスであるとして、特に今後3年間で集中取組期間と位置付け、具体的施策を「こども・子育て支援加速化プラン」として推進していくものでございます。

県におきましては、これらの内容を適切に捉え、国や市町村と一体となって施策に取り組んでまいります。

本日の会議は、議事2件と報告事項1件でございます。

議事の1件目、「少子化に関する県民意識調査」の結果につきましては、前回の会議で調査項目の御議論をいただいたところですが、調査結果がまとまりましたので、その内容を御報告いたします。

議事の2件目は、「次期計画の策定について」でございます。来年度、「はぐみんプラン」の次期計画を策定する必要がありますが、その留意点やスケジュールについて御説明いたします。

後ほどまた詳しく御説明いたしますけれども、こども基本法におきまして、都道府県のこども施策に係る計画策定や子どもの意見の反映が義務化されたこと、また、児童福祉法の改正などにより、次期計画策定においては、これまでにない様々な視点が必要になってくるものと思われまます。

委員の皆様方には、それぞれのお立場から、その御見識に基づき、御意見を賜りたいと考えております。

本日の会議が実りあるものとなりますよう祈念いたしまして、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。

#### **(子育て支援課 伊藤課長補佐)**

次に、委員の皆様の御紹介でございますが、お手元に委員名簿をお配りしておりますので、御紹介に代えさせていただきます。

また、愛知県国公立幼稚園・こども園長会の池田委員、NPO法人ファザーリング・ジャパンの榊原委員、愛知県私立幼稚園PTA連合協議会の林委員、愛知県中小企業団体中央会の堀川委員につきましては、本日、所用により御欠席との連絡をいただいております。

なお、本日の会議では、定足数である過半数の17名の委員に出席いただいておりますので、本会議は有効に成立しておりますことを御報告いたします。

続きまして、本日の会議資料の確認をさせていただきます。

本日、お配りしている資料は、

- ・次第

- ・委員名簿
- ・配席図
- ・資料1 少子化に関する県民意識調査の結果
- ・資料2 「あいち はぐみんプラン 2020-2024」の概要
- ・資料3 次期計画の策定について
- ・資料4 次期計画策定のスケジュール（予定）
- ・参考資料1 少子化に関する県民意識調査報告書（概要及び全体版）
- ・参考資料2 「こども大綱」（令和5年12月22日閣議決定）
- ・参考資料3 「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）の概要
- ・参考資料4 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の概要
- ・参考資料5 愛知県社会福祉審議会規程の一部改正について
- ・参考資料6 愛知県社会福祉審議会規程一部改正新旧対照表
- ・参考資料7 愛知県社会福祉審議会関係例規

でございます。

不足等がございましたらお申し出ください。

よろしいでしょうか。それでは進行させていただきます。

続きまして、当会議の運営に関する事項について御説明いたします。

この会議は、愛知県社会福祉審議会規程第9条第4項で準用する同条第3項の規定により、公開としております。

3月12日（火）から県のホームページで会議の開催をお知らせしておりますが、本日の傍聴はございません。

議事録につきましては、愛知県のホームページで公開することとしておりますので、御了承いただきますようお願い申し上げます。

それではこの後の進行につきましては、後藤会長にお願いいたします。

#### （後藤会長）

皆様こんにちは。

本日もどうぞ進行に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは議事に入ります前に、愛知県社会福祉審議会規程第9条第1項の規定により、本日の議事録署名人を指名させていただきます。

議事録署名委員に鈴木貴子委員と鈴木雅也委員にお願いしたいと存じます。

よろしいでしょうか。よろしくお願いいたします。

それでは、次第に従いまして議事を進めてまいります。

本日の議事は、先ほどもお話いただきましたように、議題は「少子化に関する県民意識調査の結果について」と「次期計画の策定について」の2点です。報告事項が、「愛知県社会福祉審議会規程の一部改正について」となっております。

それでは、まず1番目の議題であります「少子化に関する県民意識調査の結果」について、事務局の方から御説明よろしくお願いいたします。

### (今宮子育て支援課長)

子育て支援課長の今宮でございます。

私からは、本日の議題である「少子化に関する県民意識調査」の結果について説明をさせていただきます。

まず、今回の調査に当たっては、前回のこの会議で調査票について御審議いただきました。改めて御礼申し上げます。

このたび、調査結果を取りまとめて、先週金曜日、22日に公表いたしました。本日は、資料1として、調査結果のポイント、参考資料1として、調査報告書の概要及び全体版をお配りしております。

まず、今回の調査は、「あいち はぐみんプラン 2020-2024」の次期計画の基礎資料とするため、昨年10月から11月にかけて愛知県内に居住する20歳から49歳までの男女3,000人を対象として実施しております。有効回答数は804で、回収率は26.8%となっております。

それでは資料1に沿って、調査の結果のポイントについて御説明をいたします。

まず、「1の少子化などに関する意識」のうち、少子化への危機感ですが、前回調査と比較しまして「危機感をもっている」方の割合が増加し、「危機感をもっていない」方の割合が減少しております。

その下の、安心して子どもを生き育てることができる社会のために必要な施策では、前回調査と同じく「子育てにかかる経済的負担の軽減」が最多であり、割合も59.7%から8.2ポイント増えて67.9%となっております。

「理想の子どもの数」及び「予定の子どもの数」については、その差は前回の0.38人から0.35に若干縮まっております。「理想の子どもの数」、「予定の子どもの数」ともに、前回調査を下回っているものの、ほぼ横ばいでございます。

その下の、予定の子どもの数が理想の子どもの数より少ない理由については、前回調査と同じく、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が最多であり、51.3%から11.1ポイント増えて、62.4%となっております。

女性が子育てをしながら働く上での問題点は、「仕事と育児の両立が体力・時間的に難しい」が75.0%で、前回調査と同様に最多となっております。

次に、「2 子どもがいる人の子育てに関する意識」です。男性が子どもと過ごす時間は、前回調査と比較して、平日では「0～3時間」と「9～12時間」がわずかに増加をしております。

続いて、右側のページに行って、「3 独身者の結婚に関する意識」です。まず、独身者のうち、「結婚の意思がある」との回答は74.3%であり、前回調査の82.8%から減少しております。独身にとどまる理由としては、前回調査と同じく、「結婚したい相手にまだめぐり合わないから」が最多となっております。

その下ですが、今回の調査で新たに追加した質問項目に関する結果です。ここに記載した4つの理由により、法律上の結婚をためらうことがあると回答したのは、独身者の55.1%となっております。理由としては、「相手の親族との付き合いが煩わしい」

が 34.6%で最多、次いで、「相手の家業を継がなければいけない」が 21.4%となっています。

そして、法律上の結婚をためらうことがあると回答した方のうち、結婚とは別の制度、具体的には※で記載しておりますが、「事実婚であっても子の共同親権を認めるなど、カップル間のパートナー契約に結婚（婚姻）に準じた法的保護を与える新たな届出・登録制度」、これを「利用してみたい」との回答が 11.6%、「利用するかどうかはわからないが、関心はある」との回答が 42.6%であり、両者を合わせると 54.2%となっております。

続いて、「4 ワークライフバランスに関する意識」です。子育てをする人が働きやすすくない職場の原因としては、前回調査と同じく、「日常的に労働時間が長い」が、54.3%で最多となっております。

次に、「5 期待する少子化施策等」です。

まず、結婚を支援する施策としては、「賃金を上げて安定した家計を営めるよう支援すること」が前回調査と同様に最多ですが、46.8%から 66.3%となっており、19.5ポイント増加しております。また、「結婚や住宅に対する資金貸与や補助」が前回 6位から、今回は 3位となっております。

次に、安心して妊娠・出産ができる環境を整備する施策では、前回調査で 2位であった「出産育児一時金の増額」が 45.1%で 1位となっております。前回調査で 1位であった「産前・産後期間における配偶者の休暇・休業取得の促進」は、43.6%から 38.6%に減少し、3位となっております。

最後に、育児を支援する施策では、前回調査と同じく、「児童手当や扶養控除など経済的支援の充実」が 56.6%で最多となっております。

以上が県民意識調査の結果の概要です。今回の調査結果も踏まえまして、次期計画を策定してまいります。

**（後藤会長）**

ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明について、御質問等ございましたら、御発言をお願いいたします。

**（中屋委員）**

項目 1 の上から 2 番目、「安心して子どもを産み育てることができる社会のために必要な施策」の「経済的負担」ですが、その具体的な中身として、どこに負担がかかっているのか気になりました。

**（後藤会長）**

いかがでしょうか。何か別の調査でもいいのですが、一般的に経済的負担についてさらに細かいことで聞いているようなものがありますか。

今回の質問項目の中では、そうした内訳までは調査していないでしょうか。

**(子育て支援課 伊藤課長補佐)**

今回は、内訳までは調査していないという状況です。

**(中屋委員)**

今、学習塾に通っているお子さんが非常に多いです。高校進学に当たって、そもそも塾に行かないと自分の希望校に入れたい。高いお金を払ってでも、塾に通わせるといふ親御さんの、周りの目を気にしつつ、自分もその負担をしてでも、パート就労してでも、あるいはパートの時間を長くしてでも、何とかしたいという声を聞いたりもします。

児童養護施設の方でも、学習塾に通わせるといふところの補助も出ています。学校教育だけでは何ともしがたい、進学するための手段として塾がセットになってくるといふ、その辺があるのではないかなと思ったので、学校教育の在り方と照らしながら、同時に推進していかないと、なかなか経済的負担は減っていかないのではないかといふ仮説です。

**(後藤会長)**

仰るように、経済的負担というのは、世帯の所得が低くて本当に困難というような事例と、子育てにどんどんお金がかかるようになっていて、やはりお金をかけないと子育てができないといった意識が広がっていることによって起こっている経済的負担感と、両面あるかと思います。

施策を実際にやっていくときには、中屋委員に御指摘いただいたような問題をどのように考えていくか。

もう少し教育にそこまでお金がかからなくても、一定程度の教育水準を保てるようなことをやっていくということも同時に必要ではないかと、そういう意図もあつての御発言だったと思います。

**(中屋委員)**

学校教育に限らず、ここを検証していかないといけないと思いました。

**(中井委員)**

少子化に関する県民意識調査の報告書の詳細版と概要版のどのページを引用されているかちょっとわかりにくいので、できれば結果のポイントや図のところに「詳細版の何ページ」と書いていただくとありがたいです。

質問が結構似通っていて、その回答も似通っていますが、微妙に数値が違うので、この表はどこにあるのかと思って詳細版をめくったのですが、うまく見つけられないので、お願いします。

**(後藤会長)**

資料1の個別の結果のところ、本冊の何ページということが書いてあると、よりわかりやすかったということだと思います。図表なり番号なり、今後はお願いします。

**(北村委員)**

結果を見ると、予測できた話に思えて仕方がない。これを次にどう生かすのか。今まで何年もこの会議をやってきて、少子化はどう解決できたのかとか、子育てに対する負担が意識として減ったのかどうかとか、その差を見ないといけない。この調査単独では、この計画自体が良かったのかどうか評価ができないかなと思います。

先ほどから経済的負担の話もあるんですけども、これが少子化になれば、もっともっと上がっていきますよね。なぜかという、塾会社は、子どもが減れば減るほど高くしていかないと運営が成り立たないですよ。大学自体も授業料がどんどん上がっていくのは、子どもが減ってるから、1人だから、単価を上げないといけない。自分の子どもも大学行ってますけど、何かいろんなものを取られている。授業料だけではなくて、設備利用料とか。授業料の中に入っていないのかと。そんなことで、これからますますどんどん上がっていく傾向にあるので、これを抑えるためにどんな対策がいいのかという話。中国みたいに塾禁止とか、やればいい気がしますけども、そうはいかないかと思えますけども、そんなことも具体的な対策として打たないと、何か単に調査しただけになってしまうのではないかなという危惧をして、結果を見ていました。

**(後藤会長)**

ありがとうございます。仰るような動向があるので、同時に考えていくことが大切かと思えます。

**(小出委員)**

今の北村委員や中井委員の続きなんですけれども、医療も含めて、全てのことが今の世の中は二極化しておりまして、公立高校も定員割れしているところもある。一方で、今後開かれる中高の公立一貫校にはものすごい倍率が集まっているとか、医療も非常に高額な医療もある一方で、生活保護の方は非常に増えている。

調査するだけでは、政治の方向性ももちろんそうなんですけど、行政として、せめて愛知県はこういう方向でこの辺りをカバーしましょうとか、そのあたりはやはり今後考えていくべきではないかと思えます。

何でもかんでもそれこそ経済論理で、先ほど北村委員が言われたように、どんどんお金のかかる部分は増えています。逆に、全くそういうものに無縁な層も増えていますので、これに日本の国民だけではなくて、インバウンドとか外国の方もたくさんみえてますので、それもあわせて愛知県だけで決めれることはないかもしれな

いですが、やはりその辺の考慮が必要ではないかな、どのあたりを落としどころっていうと変なんですけど、行政として本当に可能なことは何か。この方がいいと言っても、出産手当金も私たちが出産した頃より遥かに多いですよ。でもこれ、それこそ、今出産時の妊娠・出産に関する保険適用化の方向になってはいますが、そうするとどうしても産科クリニックはさらにお産の資金は必要になるんですよ。そうすると差別化のためにいろんなサービスをまたくっつけてという競争の原理が働いてきますので、限度がない。

ですので、やはり行政としてはどこまでをカバーするかを、それぞれに考えるべき時期に来ているのではないかと思います。

#### **(山本副会長)**

データのことですけれども、男女別では集計していただいているのですが、例えば、正規職員、正規社員が55.2%で半分を超えている。共働きで、一方は正規ではないという方もあるかとは思いますが、正規職員の場合とそうでない場合との集計を試してみるとかです。

どこが一番経済的に困らているのかという、大体予想はつくんですけども、そういう集計も余裕があればしていただければと思います。

#### **(後藤会長)**

少子化対策も、対象別にどこを優先・重点化するかということも必要な時期になっているということで、皆さんから御意見を賜ったと思います。

意識調査の結果としては、皆様に御確認いただいたということで、次の議題のところでもまた戻って御質問いただいても構いませんので、それでは次の議題に進ませていただきたいと思います。

「次期計画の策定」について、事務局から御説明よろしくお願いたします。

#### **(子育て支援課 今宮課長)**

次期計画の策定について、説明させていただきます。

資料2を御覧ください。まず、現行の「あいち はぐみんプラン 2020-2024」について改めて説明させていただきます。

「1 計画の位置付け」にありますように、この計画は、愛知県少子化対策推進条例第6条に基づく基本計画であり、かつ、次世代育成支援対策推進法第9条に基づく都道府県行動計画と位置づけられています。加えて、「4 基本的考え方」の(2)に記載したとおり、子ども・子育て支援事業支援計画、子どもの貧困対策推進計画、児童虐待防止基本計画と一体的に策定し、さらに、自立促進計画、母子保健計画、社会的養育推進計画の性格を併せ持つものとして、本県の子ども・子育てに関する総合計画として策定されています。

次に、「2 計画期間」にありますように、2020年度から2024年度までの5か年の



計画であり、来年度が最終年度となっており、来年度中に次期計画を策定することが必要です。

現行計画の体系については、右側のページに図を掲載しておりますが、若者の就学・就職から、結婚・妊娠・出産、子育てまで、ライフステージに応じた切れ目ない支援を行うこととしています。

続いて、資料3をご覧ください。次期計画策定における留意点やスケジュールをお示ししています。

次期計画については、いま説明した現行計画も踏まえつつ、様々な制度改正や社会情勢の変化等も織り込んで策定していくこととなります。

まず、大きな変更点として、「1 こども基本法の施行を踏まえた対応」に記載したとおり、昨年4月に施行されたこども基本法を踏まえた内容とする必要があります。こども基本法の概要は、下の点線の四角囲みで記載しています。こども基本法は、「こども施策」、つまり子どもに関わる施策の基本理念等を定め、こども施策を総合的に推進することを目的とするものです。

上から2つ目の○と3つ目の○に記載がありますが、政府は、こども施策に関する大綱、「こども大綱」を定めることとされており、県は「こども大綱」を勘案して、都道府県こども計画を策定するよう努めることとされています。

また、一番下の○ですが、「地方公共団体は、こども施策を策定し、評価し、及び実施するにあたっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする」とされています。

資料の上に戻っていただきまして、こうしたこども基本法の規定を踏まえて、県としては、①、②に記載した対応を行うことを予定しています。

①としては、次期計画は、現行の「あいち はぐみんプラン」に位置付けられている各種計画に加えて、こども基本法に基づく「都道府県こども計画」に位置付けることといたします。

②としては、計画策定過程において、子どもからの意見を聴取するための取組を2つ実施します。一点目は、この子ども・子育て会議に子どもを招いて、意見を伺うことといたします。お招きする子どもは、高校生や大学生を予定しています。二点目として、計画のパブリックコメントを行う際に、子ども向けに内容を分かりやすく説明した資料を作成し、子ども向けのパブリックコメントも併せて行うことといたします。

なお、こども基本法に関係することとして、留意点がもう一つございます。点線の四角囲みの「こども大綱」のところに記載しましたが、こども大綱には、「少子化に対処するための施策」、「子ども・若者育成支援推進法に掲げる事項」、つまり、子ども・若者計画に盛り込むべき事項、「子どもの貧困対策の推進に関する法律に掲げる事項」、つまり、子どもの貧困対策推進計画に盛り込むべき事項の3つの要素が含まれることとされています。こども大綱を勘案して策定する都道府県こども計画においても、これらの要素を盛り込む必要があります。このうち、子ども・若者計画については、現

在、本県においては、「はぐみん プラン」とは別の計画として、県民文化局が定めているところです。このため、①子ども・若者計画を廃止し、「はぐみん プラン」の次期計画と子ども・若者計画を一つの計画として策定するのか、あるいは、②子ども・若者計画は存続させた上で、「はぐみん プラン」の次期計画にも子ども・若者に関する要素も盛り込むこととするのか、いずれかの方法が考えられるところですが、県民文化局とも連携して検討・決定してまいります。

次に、「2 直近の国の動向等を踏まえた対応」ですが、こども基本法以外にも、国による法改正等の動向を踏まえて、計画の内容を検討してまいります。

特に主だった直近の動きとして、2点記載していますが、1つ目としては、令和4年に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」です。子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うものとして、こども家庭センターの設置や訪問による家事支援等の事業の新設等が盛り込まれています。

次に、右のページに行ってください、「こども未来戦略」です。昨年末に閣議決定されましたが、子育てに係る経済的支援の強化や全ての子育て世帯を対象とする支援の拡充等による子ども・子育て支援の強化を行うものとして、児童手当の拡充、出産・子育て応援給付金の制度化、妊娠期からの伴走型相談支援の実施等が盛り込まれています。国においては、こうした内容を具体化するための法案を現在国会に提出しているところであり、そうした法改正の動きも注視しながら、県の次期計画にも盛り込んでまいります。

その他、「はぐみん プラン」関連の各種計画一覧と関連する直近の国の動向等は表に記載のとおりですので、御参照ください。

最後に、スケジュールですが、現行の「はぐみん プラン」を策定した際と同様ですが、子ども・子育て会議で年度内に4回の御審議をいただいた上で、年度内に策定・公表を予定しています。

具体的には、資料4を御覧ください。

まず、左側の「愛知県」の欄を御覧ください。6月頃の第1回会議において、重点目標、基本施策など、計画の体系について御審議をいただく予定です。

9月頃の第2回会議においては、基本施策の取組の方向性や数値目標の候補の検討を行います。この第2回会議において、先ほど申し上げた、子どもからの意見聴取も行いたいと考えています。

その上で、12月頃の第3回会議において、委員の皆様や子どもからの意見を踏まえた計画素案を提示し、検討いただく予定です。

その後、年明けを目途にパブリックコメントを行います。先ほど申し上げたとおり、通常のパブリックコメントと子ども向けのパブリックコメントをあわせて行います。そして、年度末に開催する第4回会議において、パブリックコメントの意見も踏まえた計画最終案の御審議をいただき、年度内に新計画の策定・公表を予定しています。

次に、右側の「市町村」の欄を御覧ください。次期計画においては、現行の計画と同様に、県内における保育所、幼稚園、認定こども園等の「量の見込み」、すなわち利

用ニーズの量と、それに対応する「確保方策」、すなわち供給体制の確保の内容を記載する必要があります。これらの数値は、各市町村が「子ども・子育て支援事業計画」で定める数値の積み上げが基本となりますので、計画策定に当たっては、市町村とも連携してまいります。

具体的には、今年度、各市町村で実施している「ニーズ調査」の結果を精査した上で、それぞれの市町村における「量の見込み」と「確保方策」を検討いただき、夏ごろを目途に、県にその内容を報告いただく予定です。その後、県において、各市町村の数値を精査、必要に応じて調整を行った上で、第3回会議に提出する計画素案に盛り込んでいくことを予定しています。

以上がスケジュールとなります。

今後は6月頃の第1回会議に向けて、計画の重点目標、基本施策等の計画の体系について事務局案をまとめていきたいと考えております。計画の体系案を作成するにあたり、取り入れるべき観点や検討すべき事項等について委員の皆様の御意見をいただきたいと存じます。

#### (後藤会長)

来年度、非常に重要な計画を作成するというところで、先ほどの意識調査の結果なども踏まえながら、皆様の方から、この計画策定に向けての御意見をいただけたらと思います。

#### (渡邊委員)

「こども基本法の施行を踏まえた対応」というところで、計画策定過程で、子どもからの意見聴取を行うための取組を記載いただいています。これはまだこれで確定というわけではなくて、今のところの案ということかと思えます。例えば、子ども・子育て会議に子どもを招き意見を伺うとなっていますが、委員として参画していただくというお考えなのかということと、こういうところに来て意見を言える子どもというのは、子どもの中でもやはり一部の子どもかと思うので、様々な状況にある子どもの意見を聴くことが大事なので、来てもらって意見を伺うだけではなく、様々な状況の子どもたちのところに出かけて行ってヒアリングをする、それで子どもたちの意見を聴くということが重要なかなと思います。

児童福祉法改正の中でも、社会的養護の当事者の子どもたちの意見を聴くとか、様々な状況の子どもたちの意見を聴くことによって、それが法律の改正に反映されてきたという現状があると思いますので、ぜひ御検討いただきたいと思います。

#### (中井委員)

今の意見に付け足す形で発言をさせていただきます。

子どもからの意見聴取の場がこの子ども・子育て会議というのはふさわしくないのではないかと思います。この会議はいつも資料が膨大で、事前にメールは見ているの

ですけれども、全ての資料が添付されているわけではないし、この資料から何を読み取ればいいのかということが、説明を聞いて初めて疑問がわくということがあります。きちっとした大人がきちんと座って発言するというような場が、大人でも緊張するものだと思うので、子どもがもう少し意見を言いやすいような、ワークショップ形式であるとか、もっとざっくばらんに、「これについてどう思う？」みたいなことを、大人の側が子どもの距離感に合わせるような形で、子どもの意見を吸い上げられるような、別の機会を持った方がいいのではないかと思います。

この子どもからの意見聴取について高校生・大学生を想定しているとお聞きしましたけれども、中学生とか小学生を省いたのは何か理由がありましたら、教えていただきたいなと思います。

#### (後藤会長)

いまお二人の委員から、子どもの意見表明権というものを踏まえて、御意見がありました。今回県の方では、初めての試みということもあって、子どもからの意見聴取というような形で、この会議の場を考えられたということかと思えます。

第1ステップとしてこうした形があるのかなと思ったのですが、お二人の御意見は、児童の権利条約とかこども基本法で言っているところに則ると、こどもから「意見を聴取する」という表現自体がいいのかどうか。子どもが意見を表明する場を設けるとか、そしてその表現することの力のない子どもに意見を形成するためのバックアップをするということまで含めないといけないのではないかと。2人の委員の背景にはたぶんそういう思いがあって発言されたのかなと聞いていたところでもあります。

今回このような形で、子どもたちが何らかの形でこの策定プロセスに関わって、子どもの視点での意見を盛り込むような計画にしていきたいという県としての方向性を確認できましたが、児童権利条約とかこども基本法や児童福祉法改正の本来の理念からいうと、ちょっとまだ足りないという御指摘だったと思います。

もし県の方で御意見ありましたらお伝えいただければと思いますが、いかがでしょうか。

#### (子育て支援課 伊藤補佐)

まずお答えできる部分にお答えしたいと思います。渡邊委員からの「子ども・子育て会議に子どもを招くのは、委員としてなのか」との御質問は、正式な委員としては、社会福祉法で「議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者」から選定することとなっており、高校生、大学生は委員として任命することができないので、参考意見としてお招きしてお伺いさせていただくということを考えております。

それから、様々な状況にある子どもから意見を聴くべきという御意見、出かけて行ってヒアリングすることが大切という御意見は仰るとおりであります。まずは今回予算を取ったのが、こちらの会議に招いて意見を伺うということと、子ども向けのパ

ブコメを行うということ。まずは最初のステップとして考えさせていただいたところ  
です。

また、中井委員から、この場は子どもから意見を聴くのにふさわしくないのではない  
かとの御意見をいただきました。国が子どもの意見反映についてのガイドラインを  
出しており、それをもとに参考として見させていただこうと思っています。来ていた  
だく子どもに事前にレクチャーをしておくとか、発言しやすい雰囲気を作るとか、服  
装も柔らかい感じにするとか、いろいろとガイドラインに書かれていますので、そう  
いったことを参考にしながら、会議の前に、委員の皆様にも、こういったことを気を  
付けていただきたい、ということをお願いするつもりでいます。

また、中学生、小学生をなぜ省いたかという御質問ですが、今回何もかもはIPP  
ンにはできないなと考えておりまして、パブコメは、子どもにもわかりやすいイラス  
トを多用して、わかりやすい表現のものを作成して行います。それに答えていただ  
くのは年齢は特に制限しませんので、いろんな意見を出しやすいような形で作っていき  
たいと考えております。

#### (後藤会長)

初めてやる試みということもありますし、今までのプランの策定の中ではやってい  
なかったことをやるということですので、皆様の御経験の中から、何かこんなやり方  
がいいのではというような御助言などがありましたら、出していただけたらと思いま  
す。いかがでしょうか。

#### (中井委員)

PoliPoli というパブリックコメントをインターネット上で気軽にコメントできる、  
SNSに近いような形で収集するものがありますが、御存知でしょうか。

#### (子育て支援課 伊藤補佐)

存じ上げません。

#### (中井委員)

私も名古屋市が募集しているものをSNSの他の方のシェアで知って初めて使用  
したのですが、通常のパブリックコメントはすごく回答しにくいフォーマット  
というか、意見を精査して、きちんとした文書で書かなきゃいけないというプレッ  
シャーがかかるのですが、このPoliPoliというのは、「今こういう事を考えてい  
るのですが」みたいな質問形式で、それについての紹介の説明があって、意見を言  
いたい人は自分の属性とかを回答する形で、それに付随して意見を伝えるのですが  
、それを公開するかどうかは、意見を募集した側が決めるらしく、不適切な誹謗  
中傷とか、あまりにもパブリックコメントとはかけ離れているようなものとか、個人  
名とかが載せられているようなものは公開しないという選択を、意見を募集する側、

今回であれば愛知県ができるみたいです。

私はすごく回答しやすかったので、今回、子どもの意見の聴取ということもあるし、広く県民からパブリックコメントを募った方がいいと思うので、そういう新しいものも、利用料がかかるかどうかとかは知らないのですけれども、そういったものを使われるといいのではないかと思います、情報提供させていただきます。

**(後藤会長)**

ありがとうございました。

これについては、また時期が近づいてきましたら、皆様の御意見もいただいてより良いものにしていきたいということで、よろしくお願いします。

**(北村委員)**

狙いがよくわからないのと、どういう状態がオッケーなのか、どういうところを目指しているのかとか、そういうのが全く見えてこない計画ではちょっと問題かなと思っています。

子ども向けのパブリックコメントと書いてありますけど、何歳対象なんでしょうかね。子どもの意見の部分は、何が聞きたいのかよくわからない。小学生向けに対応した質問内容はどういうことを聴くのかわからないし、中学生、高校生は問題は違うだろうというところで、どういう質問の仕方をするんだろうなとちょっと疑問に思います。保育園の子は、ないんですねって話。字が読めませんからね、まだ。どうやって聴くのかという話になるかと思えますけれど、その辺がファジーな感じでよくわかりません。

「こども未来戦略」のところで、児童手当の拡充と書いてあります、いくら拡充したら大丈夫なんですかという県としての目安みたいな目標値みたいなものもわからないし、妊娠期から伴走型支援と書いてあるけれど、どういう形で行うのかもよくわからない。

書いてあることは抽象的ですがすごくいいことだなと思うけれども、結局実践がどうなっていて、それをやった結果どうなったのかという目標値が見えないと。数値目標を作ると言ったので、ぜひそこは数値目標を作ってほしいなと思っています。

保育所等の職員配置基準改善って書いてありますけど、できるんですか。75年近く変わらないで、やっと今回、10年前に約束した0.3兆円の25:1が実現したばかりで、我々の要望してる数字とは全然違うものですが、目標掲げてできるのかなと思っています。

こども誰でも通園制度というのも、一時預かりがあるのに、何でこんなことするのっていう、また別の制度で、しかも10時間で、誰でも通園と言えるのかとか、これは国の問題なので何とも言えないですけども、こういうのを県としてどうやって具体化していくのか。一時預かりですら十分足りていないのに、プラスアルファできるんですかねというところなんかも、今ここは案の状態なので、具体的に変わってくるの

かもしれないんですけども、ちょっと抽象的すぎて、先が見えない。

結局今までと同じになっちゃうのかな。今までやってきたことの評価が見えてこない。計画でこうやったけど、ここがうまくいかなかったから、今度はこういう計画にするというのが普通の一般社会の計画の立て方。そういうのが見えてこなくて、次から次へと計画があるばかりで、評価がされてないというのがすごく気になるので、今回は必ずそういう数値目標を作って、県としてこの数値がいいんだっていうのを出示してもらうことが必要かなと思っている。

ぜひそういう形での狙いとか目標を作った形の計画にしてほしいなと思います。

#### (後藤会長)

ありがとうございました。

来年に向けて、いろいろスケジュールや内容の案を作っていくのに、皆様からいただいた意見を参考にさせていただくということで、他の方で何か御意見ありましたら、出していただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

#### (中井委員)

個別のことですが、次期計画に当たって考慮していただきたいことがあります。

先日、子育て支援者の交流会に参加したときに、これはぜひ県に伝えたいと思ったことがあるので、お伝えしたいと思います。

まず一つ目が、県立高校の Web 出願の仕組みについてです。2023 年度の出願から、Web 出願になったと思うのですが、この仕組みになったことで、今まで高校の窓口で対応していたことが全部 Web に一本化されたそうです。外国籍の親子を支援している団体さんから、かなり手続きがわかりにくくて、それに対しても窓口とかがないので、それを改善してほしいということでした。

基本的には、保護者の方もスマートフォンなりパソコンなり、本人のスマートフォンかもしれないが、保護者や本人から申し込むということになっていて、学校とか支援者とか家族以外の人ができる仕様にはなってないそうです。ただ、外国籍の御家庭あるあるだとは思うのですが、子どもは一定の言葉を理解できるけれども、親は読み書きが不自由、日常会話はできるけれども、申請書類って難しいじゃないですか、これについてちょっと自分でできるような日本語レベルにないということで、かなり困った感じだったそうです。

支援者の方がいろいろ駆使してやりとりをして、何とか出願できたのですが、そもそもそういう場合って想定されてないんですかと問い合わせしたところ、自分で出願できない家庭はそもそも対象にしておりませんとの回答だったそうです。

「あいち はぐみんプラン」の中でも、外国籍の子どもの支援だとか、切れ目ない子育て支援だとか、教育についての支援が謳われているので、せめて対面で対応できる窓口は残してほしいということだそうです。いろいろ書類を提出していく中で、NG が返ってくるのが何回かあったそうですが、何がどう駄目かということが具体的

に記載されていないくて、どこを直せばいいかわからないという状況だったそうです。

外国籍の方だったので、当日の出題用紙にルビを必要とする子だったんですけれども、そのルビが必要かの設問を、「初めて入国したのはいつですか」というところで、ルビが必要かどうかをはかれるみたいですね。何回かその子は、入国したり自国に帰ったりということを繰り返しているような子だったので、初めてというと、その子が1歳の時に入国したとなってしまう。だけどそうすると、在住歴が14年とかになっちゃって、ルビが必要ないでしょうとはねられる可能性があるんですけれども、実際には出入国を数年間で繰り返しているのだから、日本語をルビ無しで理解できるレベルに達していないということだったそうです。

出入国が多いときとか、滞在歴が長かったとしても、例えばこの間学校に通えてないだとか、日本語の習熟度を測るような質問ではないということがすごく問題なのと、ルビが必要だと回答してるにもかかわらず、受験票とかの案内は全部ルビがない状態、他の日本人と同じ状態で届いていて、それを親も子どもも理解できない。だから、それをまた写真を撮ってもらって、支援者に送ってもらって、こういうことだということを翻訳してお伝えしたということだったので、外国籍の方、家庭の支援ということで、一度見直しをしていただけたらなと思います。

二点目が生活保護家庭のことなんですけれども、学習支援の案内を、ケースワーカーから手渡しすることになっているらしいですけれども、最初はたぶん確実に人の手から人の手に渡して、お母さん申請してねということで、申請のところまで手当てをするために手渡しになったんじゃないかなということらしいですけれども、郵送もされない状態で手渡しだけらしいんですね。

実際に学習支援の生活保護家庭の登録数がかなりここ数年で減っているということで、書類がその家庭に届かない、もしくは、本当に届いてないのかどうかちょっとわからないんですけれども、とにかく民間が手を出せない状態になっているらしいです。

ちょっとその辺も、ぜひ愛知県として、こういうことが起きてるのかどうかという調査をしていただきたいなと思います。

最後、三点目なんですけれども、来年度から、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点が一体化されて、こども家庭センターになると思います。

地域子育て支援拠点などが子育て相談機関としてこども家庭センターを補完する役割を期待されていると思うのですが、愛知県がその子育て相談機関をどこに想定してるか知らないんですけれども、そこで全妊産婦さんにサポートプランの作成をしてくださいということになっています。

これは名古屋市の話なので愛知県はまた別だと思うのですが、サポートプラン自体は作成されるのだけれども、名古屋市の場合は、支援者との共有がされないということが先日通達をされました。国としては、サポートプラン自体を、本人と支援者が同じように自分たち、自分の課題を認識してどう支援を受けるか、受けなくてもいいかということ、共有するということと、支援者同士の情報共有のために使うと



言われているんですけども、なんだか全然思ってもみない感じになってしまうのかなということが一つ。

それと、子育て相談機関というものを、これも確定ではないと思うんですけども、妊娠中に自分が住んでいる場所に一番近いところを一つ以上登録する流れになっているんですね。だけど、私は拠点を運営しているので、子育て相談機関として登録されたかどうかは、私たちにはどうやらわからないらしいです。実際には妊娠中、母子手帳交付時などに、どこの子育て相談機関に登録しますかと聞かれて、わからないので、だいたい一番近いところを登録すると思うんですけど、この状態で、自分が登録したから、何かあったらここに行けばいいと思う。だけど、登録をされた側はそれを知らないから、何も情報がない状態で、通常どおり相談を受けることになるのではないかと、ということ。

先ほどの「少子化に関する県民意識調査」の概要版の一番後ろの14ページのところで、「妊娠や出産に関する相談や情報提供などをワンストップで受けられる窓口の充実」が、何が重要かということへの回答として3%の人しか重要であると答えていない。たぶん、そういう窓口自体、こども家庭センターがやることになるのではと思うんですけども、ほぼほぼ知られていないのではないかと思います。子育て世代包括支援センターとか市町村によって呼び方は様々だと思いますけれども、もうすでにワンストップでいろいろ相談に繋いでいく窓口が各市町村にあるけれども、そこで自分がどういう支援をしてもらえるのか、どういうときにそこを使っていいのか、そもそもたぶん県民に知られていないので、この認知度をどう上げるかっていうことが課題になるのではないかなと思っています。

国で、今年いろいろ重層的支援事業だとか、こども家庭庁発足によって、このこども家庭センターの創設だとか、制度だったりその仕組みの再構築化はされているんだけども、先ほど、一時預かりと誰でも通園制度とかぶっているのではないかと、何が違うのかみたいな話も北村委員からありましたけど、そのあたりが、県民には非常にわかりにくくて、いろいろ整理して、こういうことはここに聞くといいよ、みたいなことをしないといけないんじゃないかなと思っています。

#### (後藤会長)

ありがとうございました。

子どもやその保護者の支援をされている立場から具体的に3つの事例をお話いただきました。行政と民間が一緒になって支援をしていこうという中で、共有する情報の課題ですね。個人情報保護の問題もありますので、すべてが共有できない中でやはり支援者にどこまできちっと情報が伝わるかっていう話もあれば、また利用しようとする人たちに、せっかく作られたメニューをどこまで利用できるかの知識が広がるかっていうことも考えてやっていくことが必要だというお話です。外国人の御家庭の問題であったり、生活保護の方々の問題であったり、拠点に御相談される方の問題であったりということで、具体的にどういうところが困っているのかというお話をしていた

だいたのかなと思います。

**(久世委員)**

次期計画策定についての資料3ですけれども、国の動向等を踏まえた対応ということていくつか例があります。ここまで大きい話かどうかわからないんですけど、今の「はぐみんプラン」の中で、基本施策の18番で「外国人の子どもへの支援」とありますが、技能実習や特定技能というものがどうもこの国会で新しい法律が制定されて、3年後に施行されるという見通しです。

今、外国人のお子さんは、在留資格が二世とか日系人という方は家族を連れてきて良いとなっているのですが、特定技能の2号になると、ほぼ永住できるということになりますので、そこが今後増えてくるのは確実です。

愛知県は結構特定技能の人が多くなりそうなので、そういう方々が増えるのが、次の計画期間中は、たぶんそういうことになりそうなので、そういったことも踏まえた計画にする必要があるのかなというところを要望しておきたいなと思います。

**(後藤会長)**

ありがとうございました。

技能実習や特定技能の方々に以前に比べるとちょっと日本語を十分に身に着けていないという形で、労働の現場に入ってもらえる方たちも増えているということで、それは同時に大人がそうならば、お子さんもそうというようなこともあります。また仰るように、外国人労働の受け入れの制度というものも変わってきているので、新しい課題も発生してくる可能性もあります。次期計画では、そこも十分踏まえて、それが同時に子どもの問題でもあると捉え、取組んでいくことはとても大事なことだと思います。

それでは、議題の2については、意見も出尽くしたようですので、また来年度の会議で本格的な議論ができたと思います。今日のところは皆様に様々な立場から意見を出していただいて、ありがとうございました。

次に報告事項の方、よろしくお願ひしたいと思います。

**(児童家庭課 吉田課長)**

児童家庭課長の吉田と申します。説明は座って失礼させていただきます。

それでは少し資料飛びまして、参考資料5、参考資料6ですが、主に参考資料5で説明させていただきたいと存じます。

参考資料5の愛知県社会福祉審議会規程の一部改正についてご説明を申し上げます。

なお、この内容は去る2月7日に開催をされた愛知県社会福祉審議会へお諮りをし、承認をいただいているものでございます。

昨年度末の子ども・子育て会議におきまして、改正児童福祉法への対応ということ

で報告をさせていただきました児童養護施設や里親家庭で生活をする子どもたち、いわゆる社会的養護下にある子どもの権利擁護、意見聴取等の仕組みに関して、新たに審査部会を設置させていただくものでございます。

「2 改正の背景及び理由」を御覧いただければと存じます。この4月から施行されます改正児童福祉法におきまして、児童相談所が行う児童養護施設への入所措置や里親への委託あるいは一時保護の実施といった処遇に関して、児童の意見又は意向に関して、児童福祉審議会の機関で調査審議、意見の具申が行われるようにすることが新たに都道府県の業務として位置付けられたところでございます。

具体的な仕組みのイメージは、資料右下の図を御覧ください。一番左の子どもから、意見、例えば、施設に暮らしている、あるいは一時保護されているお子さんだといったしまして、例えば、親元に帰りたいためであるとか、施設で生活する上での環境などについて意見があり、子ども自身が児童相談所や施設とは直接関係のない第三者による審議を希望する場合に、真ん中辺りの四角囲みの「部会」において、子どもの意見を調査審議し、必要に応じて児童相談所あるいは施設等へ何らかの対応を求める意見具申を行う、こういった仕組みでございます。

なお、調査審議の過程では、子どもの意見や意向はもちろんのこと、施設をはじめとする現場の実態についてもきちんと状況を把握した上で、対応を検討してまいりたいと考えております。

この調査審議を行います部会として、国が示すイメージ図の中では、「子ども権利擁護部会」とございますが、本県では、資料左側の「1 愛知県社会福祉審議会規程の改正案」に記載のとおり、対象となる児童や所掌する業務内容を明確に表すため、「入所児童等意見審査部会」として設置をしております。

なお、この審査部会の委員につきましては、「4 その他」でございますが、児童福祉の学識者2名、児童心理の学識者2名、弁護士2名の合計6名とし、具体の審議に当たっては、3名ごとの審議体で月1回の定期審議、緊急の案件が生じた場合には、速やかに臨時審議ということで開催することを考えております。

説明は以上となります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

#### (後藤会長)

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、何か御意見等ございますでしょうか。

それでは、これについては皆様御了解いただいたということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、全体を通じて何か御意見等ございましたら、出していただけたらと思ひます。

#### (北村委員)

今回はあまり審議する内容がなかったのですがいいのですが、今後詰めていくことに

なると時間が足りないのではないかと、回数も少ないのではないかと心配をしています。

事前に計画書を作ったら送っていただくとチェックしやすいので、早めに、できれば、データで送ってもらえると助かるかなと思うので、ぜひそうしてもらえないかなと思います。

あと、できればここでWi-Fiとかあれば、パソコンでチェックできたりすると、資料的に楽なので、そちらの方も進めてもらえるといいかなと思います。いつもこの資料を持って帰って、大変なので、少し改革してもらえるとありがたいなと思います。

ちょっと回数とか時間とか大丈夫かなという心配してるんですが、大丈夫でしょうか。

**(後藤会長)**

県の方から、先ほどの議事2件も含めて、何かあったら、お話いただければと思います。いま、スケジュールの問題、会議の方法ということですが、いかがでしょうか。

**(子育て支援課 伊藤補佐)**

会議の回数が少ないのではないかと御意見をいただきましたけれども、あまり会議の数が多くてもなかなか回らないところがございますので、できるだけ早く準備をしまして事前に資料を送付させていただけるように努めさせていただきます。よろしくお願いたします。

**(北村委員)**

何が言いたいかというと、1回目で計画体系とか重点項目とかありますけど、これを変えてほしいという話になった場合に間に合うのかなということ。第2回に数値目標を出していただくんですけど、これを変えたほうが良いというときに、スケジュール的に間に合うのかなという、そういうことが1回ずつしか行われぬのが、心配な気がするのですが、大丈夫でしょうか。

**(子育て支援課 伊藤補佐)**

会議のときにいただいた意見をまた持ち帰らせていただいて、反映したものをお見せしてということで、集まる回数はそんなに増やせないのですが、データのやりとりで意見交換させていただいて進めたいと思っております。

**(後藤会長)**

重要な御意見、御指摘が出て、見直しが必要というようなことが出たときには次の会議までに資料をお送りして、次の会議の冒頭のところでそれを確認するみたいなことを加えて進めていくことができたと思いますので、その点よろしくお願したいなと思います。

それ以外に、いかがでしょうか。

**(山本副会長)**

先ほど、データのことで集計ができていないのではないかと言いましたが、報告書の全体版を見ましたら、正規職員など就業別にも集計されているようですので、発言を訂正いたします。

その中で何か主だった特徴があれば、また参考にして、施策に反映できればと思いますので、よろしくお願いします。

**(後藤会長)**

他に、何か皆様の方からいかがでしょうか。

今日もいろいろ御発言いただきましたが、実際には来年度、こういった形で策定して、また今の意識調査報告書もまたいろいろな観点から御覧いただいて、お気づきのことがありましたら、また来年度の策定のところに反映していただけたらというふうに思います。

それでは、そろそろ会議を終了したいというふうに思います。御協力ありがとうございました。

委員の皆様には大変貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。議事が終了いたしましたので事務局の方に進行をお返しいたします。

**(子育て支援課 今宮課長)**

本日はお忙しい中、長時間にわたりまして、議論いただきまして、ありがとうございました。

本日いただきました皆様方の御意見、御提言につきましては、事務局で検討させていただきます。次期計画にも反映させていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

**(子育て支援課 伊藤補佐)**

本日の議事録につきましては、後日発言された方に内容を御確認いただき、議事録署名者お二人の御署名の上、ホームページに掲載させていただきます。

また、次回の会議は、先ほど御説明しましたとおり、6月頃を予定しておりますが、日程等は追って御連絡いたします。

それでは、これをもちまして、令和5年度第2回愛知県子ども・子育て会議を終了いたします。本日はありがとうございました。

本日はありがとうございました。

議事録署名人

議事録署名人